

まもりやまテラスの会 登録団体細則

1. 登録団体について

- 1) まもりやまテラスの会（以下テラスの会）の目的に賛同し、まもりやまテラス（以下テラス）で活動する、地域社会への貢献をいとわない団体。
- 2) 営利・布教・政治活動を目的とせず、独立した会計で自主的に運営する団体。
反社会的勢力に該当しないこと。
- 3) 新代田地区住民のつながりや地域のにぎわいの創出に寄与する活動である場合、以下をいずれかを条件として、地域向け教室の営利を可とする。
 - ① 新代田地区の入会希望者および、登録団体の活動への参加希望者を広く受け入れる。
 - ② 年に1回程度、新代田地区住民が参加できる無料体験型の催しを実施する。
- 4) 登録後、テラスの会が世田谷区と調整する施設利用枠を利用することができる。

2. 登録手続き

- 1) 登録を希望する団体は、登録申込書を提出し、テラスの会での承認を受けて、登録団体としての活動を開始することができる。
- 2) 新規登録の承認は、定例会議で行う。

3. 登録期間

- 1) 登録期間は年度単位の1年間とする。
- 2) 種別 B.C 登録団体が継続する場合は、総会への出席をもって自動更新とする。

4. 登録料の支払い

登録後速やかに支払う。

施設を使用する団体の登録料は、下記のとおりとする。

種別				登録料 *
A	地域団体、 地域向け教室	所定の時間枠で毎月 2 枠を上限として利用 する。 平日利用の場合、 同日2枠連続利用可能。 週末利用の場合、 週末1枠＋平日1枠 の利用可能。	会議室1（音楽室） 会議室2（調理室）	38,880 円
			会議室3（図工室） 会議室4（一般） 交流ロビー・黒板側	25,200 円
			多目的室 ひろば	149,670 円
B	テラスの活性において新 代田地区やテラスで大 きな役割を担う組織	テラスを年に数回程度利用する。		無料
C	テラスでのにぎわいとつなが りを創出する目的で、テラ スで創出された非営利活 動団体（部活動）	テラスを月に1—2 回程度利用する。		無料

* 2026年度登録より

5. 登録団体の参加・協力

種別		総会 (年1回) 出席	全体イベント への 企画・協力	定例会議 (月1回) 出席	テラスの 個別活動へ の協力	テラスの活性において新 代田地区やテラスで担 う大きな役割
A	地域団体、 地域向け教室	必須	必須	任意 (必要に応じ)	前向きに 検討する	
B	テラスの活性において新 代田地区やテラスで大き な役割を担う組織	必須	必須	必須	前向きに 検討する	広報物町会回覧、近隣 小学校への配布、 テラスの日常サポートほか
C	テラスでのにぎわいとつな がりを創出する目的でテ ラスで創出された非営利 団体（部活動）	必須	必須	必須	前向きに 検討する	

6. 施設利用手続きの遵守

テラスの利用に際しては、規定の申し込み手続きをとること。届出以外の団体の使用は禁止とし、
使用権の譲渡・転貸をしてはならない。

7. 施設利用にあたって

利用時は、施設利用ルールに則ること。詳細は施設管理者に確認し、利用後の清掃や消灯、戸
締り、ごみの持ち帰りを確実にを行う。

8. 代表者および連絡担当者の届出

テラスの会や施設管理者からの連絡が確実に伝わるように、代表者および連絡先窓口担当者の
連絡先を届け出ることとし、変更があった場合は、すみやかにテラスの会へ伝える。
連絡先は、テラスの会のほかに施設管理者にも共有する。

9. 登録団体からの要望

使用状況が変わる場合や希望がある場合は定例会議で相談する。
他の団体との調整が必要な場合も必ず定例会議または事務局を通して行う。

10. 施設利用時の事故など

使用中に生じた事故及び損害については、施設管理者へ報告し、使用者及び自己の責任におい
て処置、解決すること。

11. 施設・備品の破損・紛失

設備や備品は大切に扱い、万が一破損・紛失した場合は、速やかに施設管理者まで連絡すること。
ただし、故意に破損・紛失した場合は、利用者の責任で弁償する。また、活動に不要な施設・備品
(楽器、運動具など) は使用しないこと。

12. 各団体の備品について

使用者のボールやラケットなどの補助具・備品の管理は自己の責任において管理する。

1 3. 施設利用にあたっての調整

テラスでの活動は、施設利用の手続きをとった場合であっても、世田谷区及び地域行事が優先されるので、使用できない場合があることを了承する。

活動日時等は既存・新規団体に関わらず、毎年柔軟な調整をしていくことを了承する。

原則、団体都合や施設休館日等による振替およびそれに伴う登録料の返金を行わない。

1 4. 規約の違反

本規約に違反した場合は、団体登録の停止、抹消をする。

1 5. 細則の改定・変更

この規約に定めのない緊急かつ必要な事項、本細則の改定及び変更は、定例会議で協議し、決定する。

付記

令和 2 年 10 月 3 日制定

令和 3 年 3 月 6 日改定

令和 3 年 12 月 4 日改定

令和 4 年 12 月 3 日改定

令和 7 年 5 月 10 日改定